監察委員長 學校長 上野 直昭

監察委員 教授 村田 良策 (教務課長)

同 同

> 同 脇本十 九郎 (文庫課長

順

可

西本 (生徒課長

事務官 中村 正義 (総務課長

監察方法

司

監察の為の特別なる方法を講じてはないが各課長が委員である

就ては絶へず監察し不都合の事があれば其都度之を指摘是正し てをる 為め自己の課に属する課長の勤務○事務處理○官場秩序○等に

て處理する を作成し監察の方法とすると共に必要の都度監察委員會を開 具体的方法としては出勤簿○行事予定表○勤務日誌等

監察の結果

(1)勤務状況

一務状況は一般に良好と認める。

本委員会成立後優秀職員三名を文部事務官 勤務状態不良なる職員を解雇す (三級官)

に任用

(2)事務處理の状況

事務處理は概ね適切である。

あるから之の事に就ては絶へず監察し適材適所主義に徹する 事務處理の適正なる配分が責任○能率に影響するところ大で

為め目下配置轉換を考慮中である

個別的に要求することがあるが注意して頂き度い 本省への希望。 同 一事項に就ての照會調査報告等を各部局が

> 三 官場秩序の監察

官場秩序の保持は大体嚴正である。

四 其他

(1)

火災豫防

翌午前七時三十分迄の間に九回構内外を巡回せしめ居るも本校 火災豫防対策に就ては夜間特に警備員三名をして午後五時より

て電灯配線に於ても相当不良箇所多く急速に改修に迫られ居る 建築に係り三十年以上を経過し為めに腐朽甚しく雨漏多く従つ 内建築物は主に木造建瓦葺及亜鉛板葺にして何れも明治年間

・豫算不足にて實現困難にして憂慮し居り加ふるに終戦後戦災 危險箇所多く之れ又改修予算を豫算掛及施設局を通じ増額方要 の為め家を失ひたる生徒及教職員の構内居住者の各室の配線も

意を拂ひ萬遺憾なき様期しょつあり。

求中にして増額を得るまで居住者は勿論警備員を督勵細心の注

(2)學生生徒の福利更生

省鶴ヶ島学校聯合農場の耕作 内職斡旋○學徒援護会の利用○學校聯合食堂組合の利用○文部

(「昭和廿二年度 文部省報告級 庶務」

19 構内居住者

失い、 昭 和二十二年二月十日、 構内に居住していた者の一部を立退かせた。 本校は左記の通告を発し、 戦災で家屋

学校長

構内居住者(職員、生徒及其の扶養家族を除く)宛

田郁夫 計12司、松下直、片山成一、片山正男、鳥居塚誠一、中村誠、上司、松下直、片山成一、片山正男、鳥居塚誠一、中村誠、上菅原弘、安川国男、安川良正、渡辺蔵八、渡辺幸江、川村公

営上支障がありますから住宅難の折柄寔に困難のことゝ存じます貴殿には豫てから本校構内に居住せられて居りますが右は学校運

	科部		油	塑	木	図	彫	鍛	鋳	漆	建	師	合
施設			画	造	彫	案	金	金	金	工	築	範	計
俱 沙	彩 部	7	8	4	3	8	1	1	2			10(2)	44(2)
元	道 場		7	2	1	2			1	1		2	16
ラグー	げ記念館	4	2	2								1	9
建築和	斗地 下										6		6
元 弓	道 場	1	1	1	2								5
工芸和	斗倉 庫					1			1	2			4
娯 3	楽 室							(2)		1			1(2)
工芸 科	小使室									3			3
旧版画	画 教 室									1	1		2
ラグビ	- 小舎							2					2
元理县	复店 跡			1									1
其 他	(不 明)	2										1	3
合	計	14	18	10	6	11	1	3(2)	4	8	7	14(2)	96(4)

(「校内居住者及配給物資等調査一覧 生徒課」による)

が来る三月末日迄に校外に轉出せられる様右御通知致します

なお、同年五月現在の校内居住者数(生徒)は上の表のとおりで

あった。

## ②大学昇格問題

支配は、 は、 二度にわたる報告書で、 なったのは、 始 内閣に教育刷新委員会が設けられ、教育改革のための調査、 育体制を樹立するための基本となった。そして、二十一年八月には められた 戦前の弊害を払拭して個人尊重の教育理念に立脚した民主的教 一戦による国家体制の破綻と連合国軍総司令部 わが国の教育に大変革をもたらした。変革の直接的契機と GHQの要請によって来日したアメリカ教育使節 特に第一次報告 (昭和二十一年三月末日) (GHQ) による 審議 寸

学校、 ぼ 及び応用的能力を展開させること」と定められた。 識を授けるとともに、 月公布の学校教育法に於いて「大学は、学術の中心として、 されることになった。そして、 本路線に沿った改革が進められ、 アメリカ教育使節団の報告は高等教育の改革にも著し 大学等を母体として新制高等学校と四年制の新制大学が設置 教育の機会均等、 深く専門の学芸を教授研究し、 政府や官僚による支配からの解放という基 新制大学の目的は、 戦前の高等学校、 専門学校、 昭和二十二年三 知的、 い影響を及 広く知 道徳的 師 節

四年度に発足した。東京芸術大学の発足も二十四年度であるが、新制大学は、公、私立の一部が昭和二十三年度に、国立が翌二十